

綾瀬市事業用紙おむつ・生ごみ等処理機器補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量化対策の一環として、市内の事業所から排出される一般廃棄物のうち、紙おむつ及び生ごみ等の減量化を図ることを目的とし、紙おむつ・生ごみ等を処理するための機器（以下「処理機器」という。）を購入し、設置した事業者等に対し、その購入費等の一部を補助することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 紙おむつ・生ごみ等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に定める一般廃棄物をいう。
- (2) 処理機器 紙おむつ・生ごみ等を発酵、加熱、乾燥等の方法により、分解又は堆肥化等することで減量が可能な機械（ディスポーザを除く。）をいう。
- (3) 事業者等 市内に事業所を有する者又は市内で事業を営む個人

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に規定する全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に事業所を有する者又は市内で事業を営む個人
- (2) 5年以内に当該補助金の交付決定を受けていない者
- (3) 法人及び中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者（以下「小規模企業者」という。）の場合、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）に記載のある者又は個人の場合、補助対象者及び補助対象者が属する世帯員が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号の規定に該当しない者
- (4) 当市に納付すべき市税の滞納がない者
- (5) 綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（平成5年3月30日条例第9号）第14条第1項に規定する多量排出者にあつては、当該年度において、同条第2項に規定する減量化等計画書を市長に提出している者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(処理機器の基準)

第4条 補助金の交付対象となる処理機器は、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 紙おむつ・生ごみ等を発酵、加熱、乾燥等の方法により、分解又は堆肥化等することで減量が可能なものであって、処理能力が1日に5キログラム以上のもの
- (2) 設置方法及び使用方法等についての十分な説明書が添付され、不明な点についての問い合わせ先（メーカー又は販売店等）が明示されているもの
- (3) 処理機器を購入する場合、領収書又は支払いの事実が確認できる書類が発行されるものであって、購入から1年以内のもの
- (4) 市内に設置しているもの
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する処理機器は交付対象としない。

- (1) 他の補助金等により購入費の一部を既に補助されているもの
- (2) 紙おむつ・生ごみ等を単に焼却するもの
- (3) 紙おむつ・生ごみ等を単に破砕し、水路又は下水道に排出するもの（ディスポーザー等）
- (4) 中古品（再生品等を含む。）
- (5) 転売品及び個人売買のもの
- (6) 自作のもの（材料費を含む。）
- (7) オーダーメイド品（製品として一般に流通していないもの）
- (8) ふるさと納税の返礼品

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、処理機器本体費用に設置費用を加えた額に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。）とし、予算の範囲内で補助する。ただし、補助対象者の補助限度額は、200万円とする。

2 前項の本体価格及び設置費用は、消費税及び地方消費税を除いた処理機器の金額から、割引額、保有ポイント使用分等を差し引いた額とする。

3 補助金の交付は1事業所につき1台限りとする。

(補助金事前確認)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げ

る書類を添えて市長に提出し、事前確認を受けなければならない。

- (1) 処理機器の見積書
 - (2) 処理機器の仕様書又はパンフレット
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (補助金交付申請)

第7条 申請者は、事業用紙おむつ・生ごみ等処理機器補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業内訳書(第2号様式)
 - (2) 購入した処理機器の領収書の写し
 - (3) 処理機の仕様書又はパンフレット
 - (4) 申込者が法人又は小規模企業者である場合は、役員等氏名一覧表(第3号様式)
 - (5) 申込者が法人又は小規模企業者である場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - (6) 申込者が小規模企業者である場合は、従業員数が確認できる資料
 - (7) 申請者が市内で事業を営む個人の場合は、事業を営んでいることが確認できる資料
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、これを審査し、交付の適否について決定し、事業用紙おむつ・生ごみ等処理機器補助金（変更）交付（不交付）決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が規則第6条第1号又は第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとするときは、事業用紙おむつ・生ごみ等処理機器補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）により、変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載し、関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、事業用紙おむつ・生ごみ等処理機器補助金交付請求書（第6号様式）に事業用紙おむつ・生ごみ等処理機器補助金（変更）交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(設置者の義務等)

第 1 1 条 交付決定者は、補助金の目的に従い、常に良好な状態で維持管理するとともに、処理機器を設置した日から 5 年間以上継続して使用しなければならない。ただし、処理機器の故障により廃止する場合（正常な使用の範囲内において故障した場合で、修理が不可能なときに限る。）は、この限りではない。

(利用状況の報告)

第 1 2 条 交付決定者は、前条に規定する設置期間中は各年度、事業用紙おむつ・生ごみ等処理機器利用状況報告書（第 7 号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の報告書は、当該会計年度終了後から起算して 3 0 日以内に市長へ提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 1 3 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 第 8 条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により第 8 条の規定による補助金の交付決定を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(立入調査)

第 1 4 条 市長は、補助金の交付事務の適正な履行に関し必要な限度において、交付決定者の立会いのもとに、職員を処理機器の設置場所へ立ち入らせ処理機器の利用状況について調査することを求めることができる。

2 交付決定者は、市長から調査の求めがあったときは、特段の理由がない限り、これに協力しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 1 5 条 規則第 1 5 条ただし書に規定する市長が定める期間は、5 年とする。

(市に対する協力)

第 1 6 条 交付決定者は、市が行うごみの減量化・資源化施策に協力するものとする。

(委任)

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。